Pension Fund Association
企業年金連合会

住基ネット情報のご利用について
（連合会からの個人番号提供事務について）

2024年5月

年金サービスセンター年金記録課個人番号管理室

◆　目次　◆

Ⅰ　情報収集等業務に係る制度の概要

1　情報収集等業務の制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2　住基情報の提供スキーム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
3　仮照会と本照会について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
4　日本年金機構の住所情報照会との比較・・・・・・・・・・・・・・・・8

Ⅱ　情報収集等業務に係る事務処理について

1　照会概要（照会の仕様）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
2　連合会との契約締結について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
3　照会の事務処理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

Ⅲ　契約事務の流れ

1　契約事務の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
2　契約書の記載方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
3　契約書の綴じ方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
4　添付書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
5　書類の確認と送付先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
6　加入者等への周知に関する確認書の記載方法・・・・・・・・・・・・・20
7　連合会からの送付物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

Ⅳ　照会データの作成について

1　照会依頼書について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
2　照会データの作成について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

Ⅴ　回答データについて

1　回答データの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
2　回答情報（PDFイメージ）について・・・・・・・・・・・・・・・・・29
3　回答情報（CSVデータ）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
4　仮照会の検索と回答内容について・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
5　仮照会回答データに係る連合会での作業について・・・・・・・・・・・36
6　本照会（住所又は生存確認及び個人番号確認）の回答内容について・・・37

Ⅵ　ご利用にあたって

1　住基情報を利用する上での留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
2　住基情報を管理する上での留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・39

参考　Q&A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40

Copyright 2024Pension Fund Association All Rights Reserved

Ⅰ　情報収集等業務に係る制度の概要

１　情報収集等業務の制度について

平成23年8月10日に「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第93号）が公布されたことに伴い、確定給付企業年金及び企業型確定拠出年金、厚生年金基金（以下「企業年金」という。）は、年金又は一時金の支給を行うため、加入者及び加入者であった者に関する情報収集等業務を、企業年金連合会（以下「連合会」という。）に委託することが可能となりました。

連合会では上記の法律に基づき、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の情報を基とした情報（以下「住基情報」という。）の提供を平成２５年４月より開始しました。

また、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成２５年法律第２７号。以下「番号法」という。）が施行され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成２６年内閣府・総務省令第５号）が改正され、平成２８年１月より源泉徴収票に記載する個人番号の収集に係る業務の委任が可能となりました。

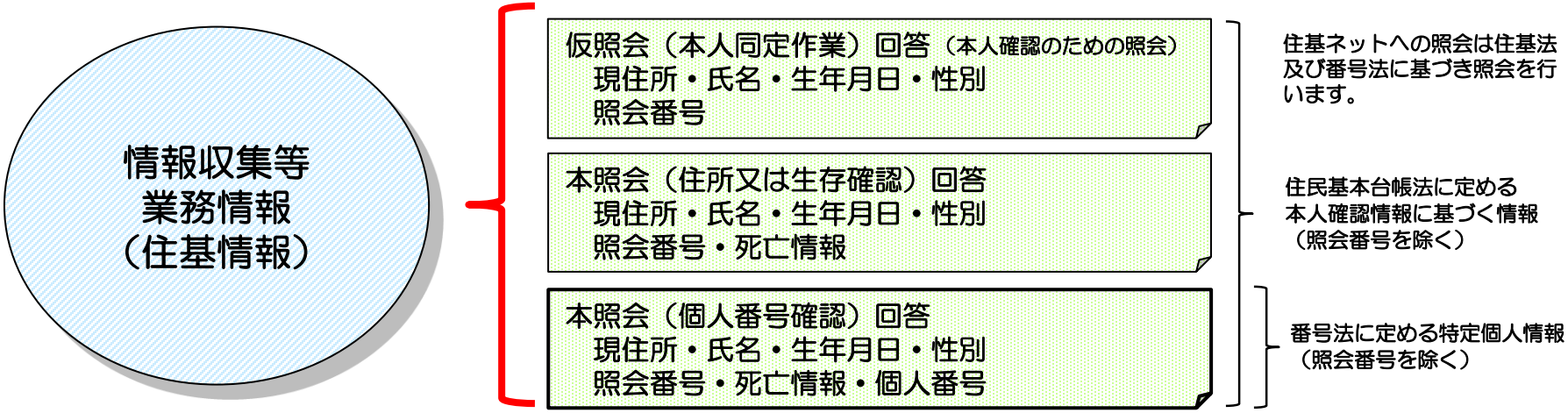

本照会（個人番号確認）を行うためには、個人番号取得に係る契約を結んだ後に（※）仮照会を行う必要があります。　（※）以前に仮照会を行い照会番号を取得している者を除く

Copyright 2024Pension Fund Association All Rights Reserved

参考：住基ネットについて

住基ネットとは、日本全国の各市区町村が作成・管理する住民基本台帳（住民票における住所、氏名、生年月日、性別を住民票コード等で管理したもの）を通信回線で結び、全国どこでも本人確認を可能とするシステムのことです。平成15年（2003年8月）より本格的に稼動しました。住民の居住関係の公式な証明となるため、行政の住民サービスなどに幅広く利用されています。

住基情報の提供開始により、企業年金は、日本年金機構が管理する「国の保有する住所情報」の照会では現在の居住が確認できない場合に、各市区町村に対し個別に行っていた住民票の記載事項の確認（本人情報のみとなります）を、一律の事務で行うことが可能となりました。

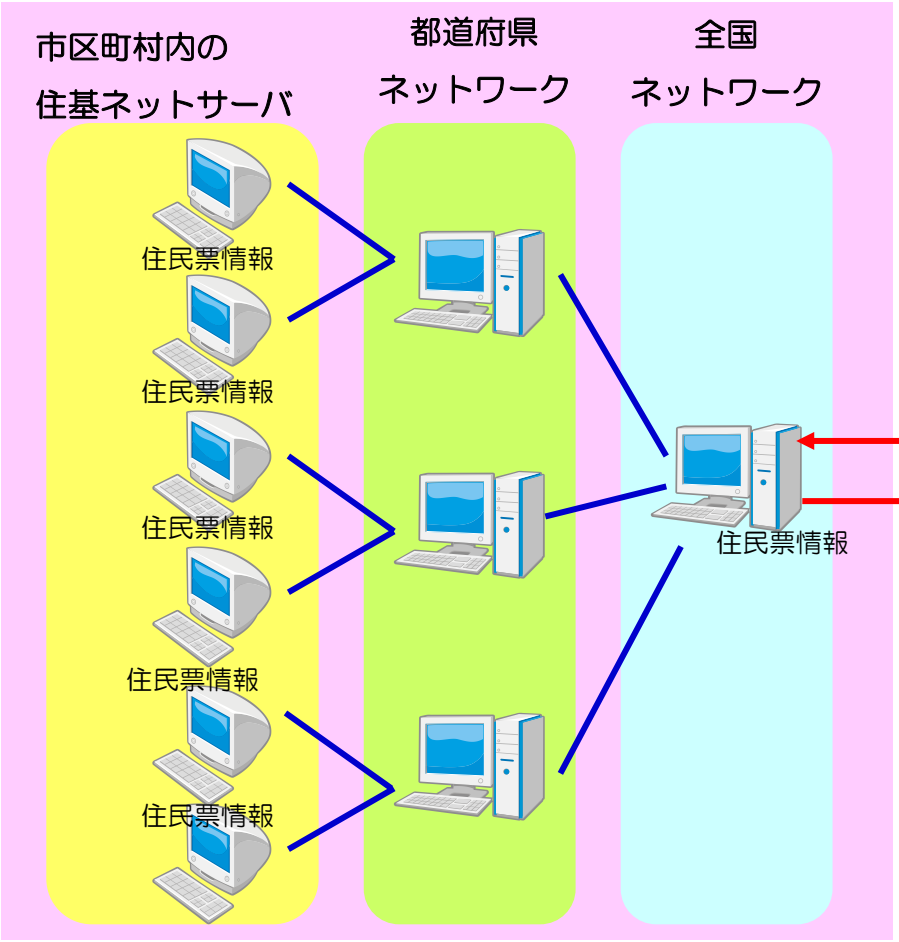

定型の事務で市区町村の住民票記載事項（※）を確認することができます。
※本人情報のみとなります。

この枠内が住基ネットとなります。

２－１　住所確認、生存確認の提供スキーム

住基情報を取得する場合は、まず、事前手続きとして契約の締結を行うこととなります。契約締結後、仮照会を行います。仮照会の回答は、１件の照会に対し複数人分又は該当すると思われる１人分の回答がありますので、必ず仮照会を行った者の情報を絞り込む等の確認をしてください（本人同定作業）。同定作業後、仮照会時に通知された照会番号で本照会（住所又は生存確認）を行います。なお、回答結果に含まれる照会対象者以外の情報や、登録した情報が不要となった場合は、速やかに連合会に削除依頼書を提出してください。

【番号法施行以前の住基情報と内容は変わりません。】

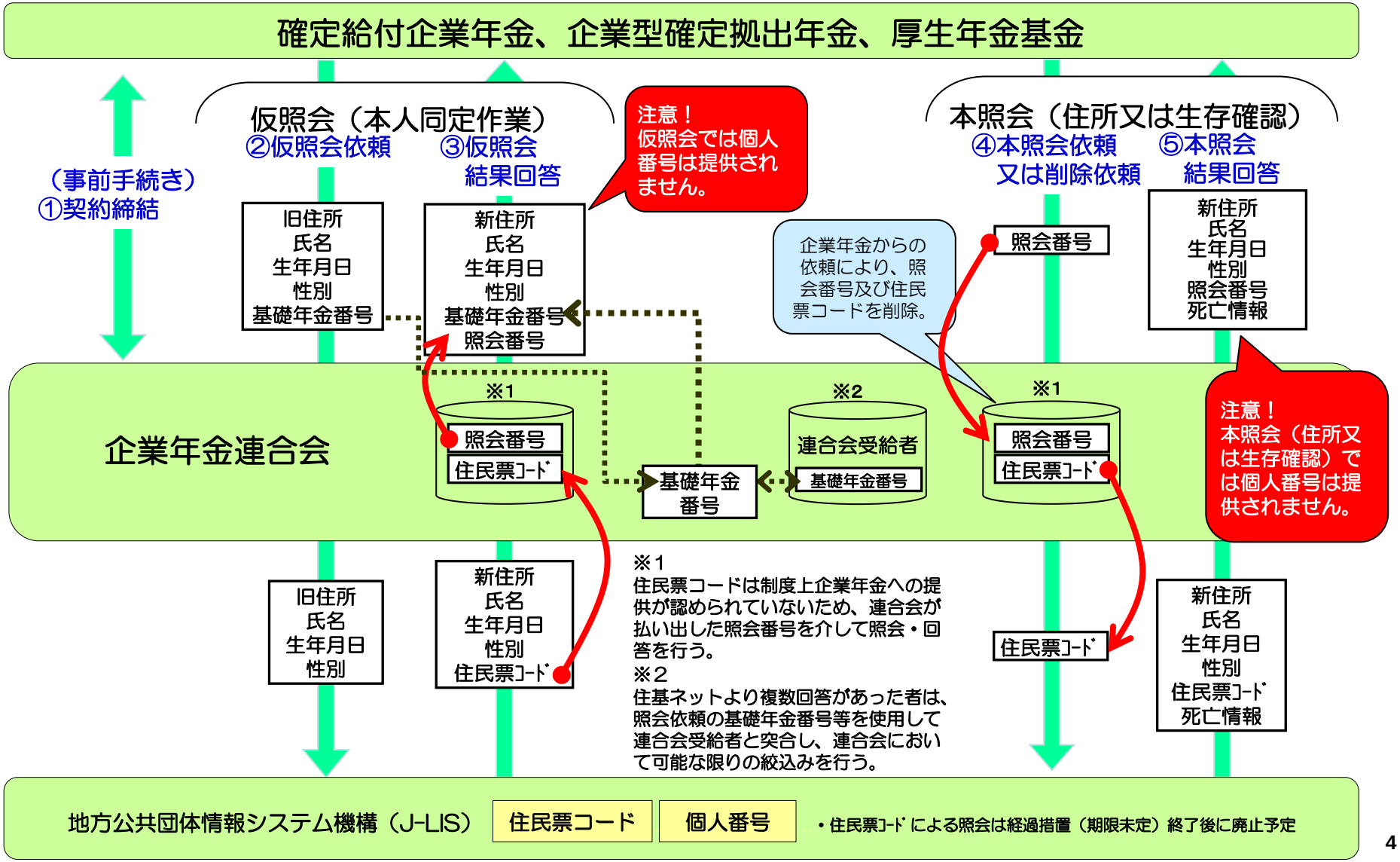

２－２　個人番号の提供スキーム

個人番号提供を受ける企業年金は、①個人番号提供を含む契約を締結、②～③の仮照会の後、③の仮照会回答によって提供された照会番号を使用して、④本照会（個人番号確認）を行います。

なお、**個人番号を含む契約の締結以前から、住基ネット情報を利用している企業年金については、既に行っている仮照会回答時の照会番号を使用して、④個人番号照会依頼から開始することも可能です。**

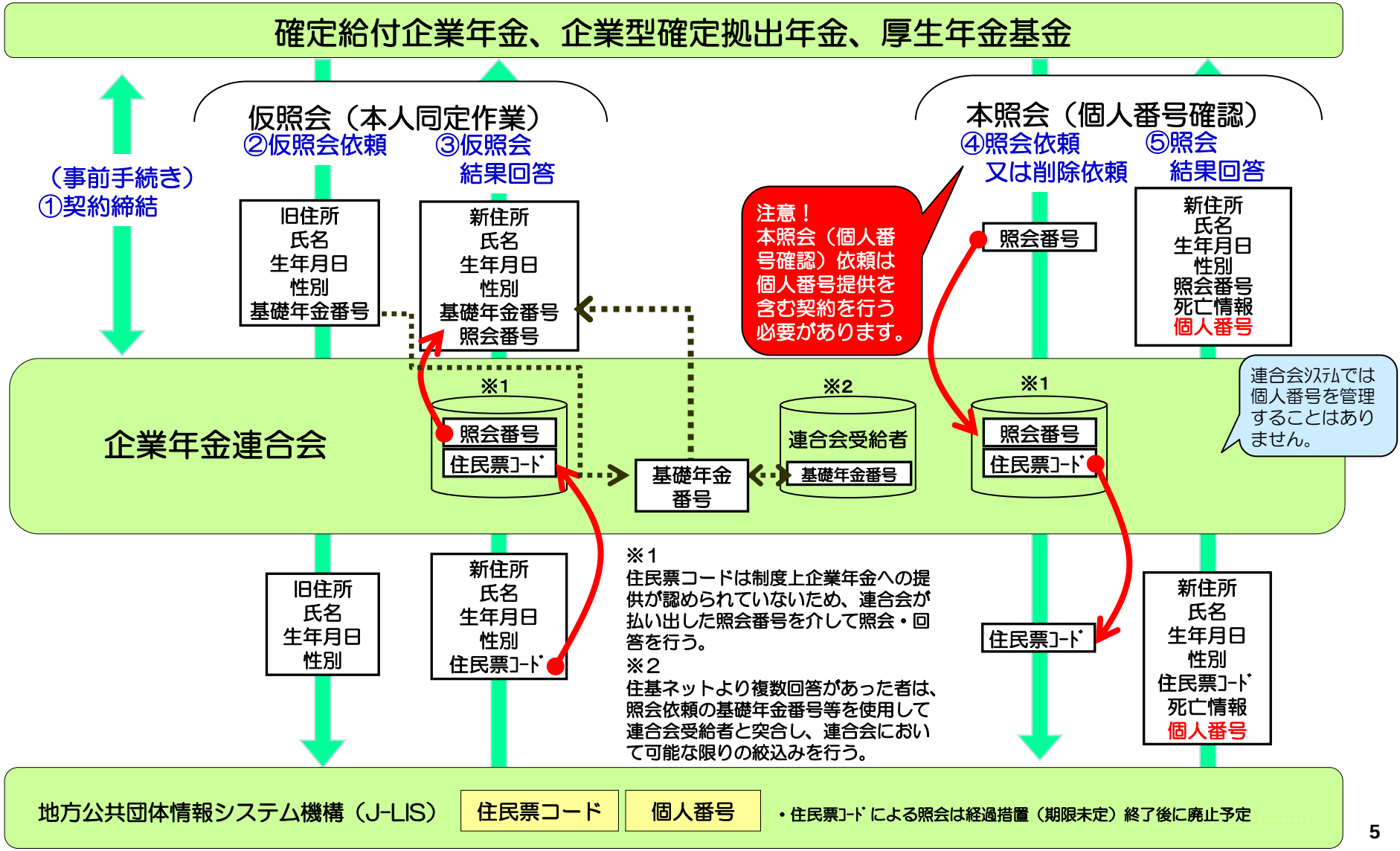

（参考）　住基ネット情報利用の流れ

住基ネット情報のご利用の際の手続きの流れは以下の図の通りです。

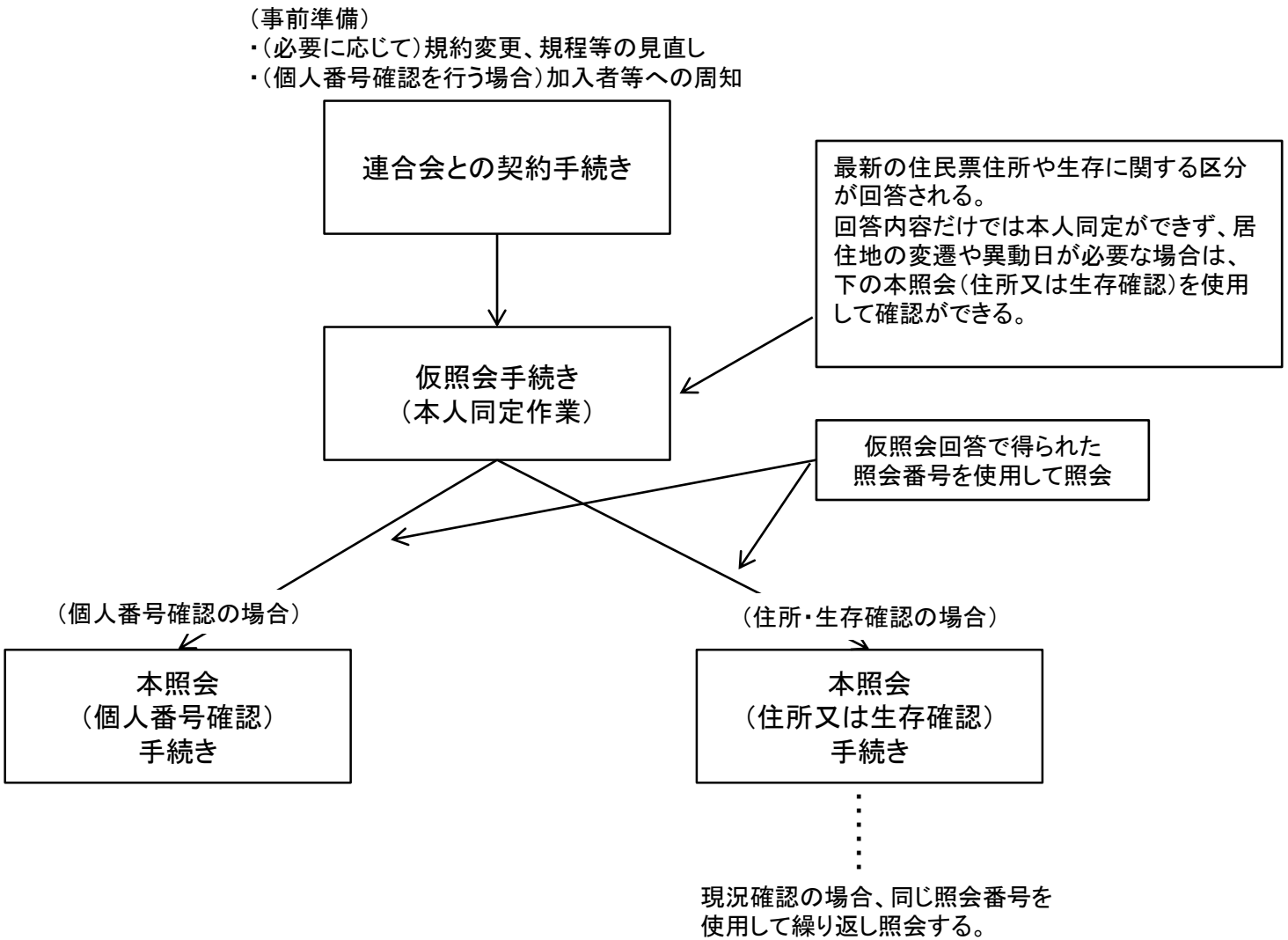

Copyright 2024Pension Fund Association All Rights Reserved

３　仮照会と本照会について

各企業年金の照会対象者と住基ネットの情報を紐付けるための作業が、**「仮照会」**となります。
連合会では、仮照会で住基ネットの情報が抽出された場合に、住民票コードに紐付けた照会番号と住基情報の提供を行います。

各企業年金で、本人同定作業を行った後、連合会から払い出された照会番号により**「本照会（住所又は生存確認）又は「本照会（個人番号確認）」**を行うことで、過去の履歴を含んだ住所や死亡年月日等の取得が可能です。
なお、回答は照会対象者本人の情報のみであり、続柄や家族の情報はありません。

	仮照会	本照会 住所又は生存確認	本照会 個人番号確認
	「仮照会」は、対象者を初めて照会する時にのみご利用ください。	仮照会後、住所又は生存確認のために行う照会です。	仮照会後、個人番号確認のために行う照会です。
照会内容	①氏名（漢字・カナ） ②生年月日 ③性別 ④住所 ⑤基礎年金番号 ⑥基金番号（基金型DB・厚生年金基金） 規約番号（規約型DB） 承認番号（企業型DC）	連合会が払い出した照会番号 （住民票コードではありません） 備考（任意）	連合会が払い出した照会番号 （住民票コードではありません） 備考（任意）
回答内容	①連合会が払い出す照会番号 （住民票コードではありません） ②氏名 ③生年月日 ④性別 ⑤最新の住所 （市区町村コード含む） ⑥生存に関する区分（生存or死亡） （死亡年月日は提供されません）	①氏名 ②生年月日 ③性別 ④住所 （過去の履歴・市区町村コード含む） ⑤異動に関する理由（転居・死亡等） ⑥異動年月日 （⑤の理由が死亡の場合、死亡年月日） ⑦仮照会時の基礎年金番号 ⑧備考	①氏名 ②生年月日 ③性別 ④住所 （過去の履歴・市区町村コード含む） ⑤異動に関する理由（転居・死亡等） ⑥異動年月日 （⑤の理由が死亡の場合、死亡年月日） **⑦個人番号** ⑧仮照会時の基礎年金番号 ⑨備考

４　日本年金機構の住所情報との比較

「住基情報」と、日本年金機構が管理する「住所情報」との主な共通点・相違点は表のとおりです。
連合会より提供される「住基情報」は、住基ネットの情報をもとにした情報です。住民基本台帳として管理されている情報であるため、日本年金機構の「住所情報」では回答が得られなかった対象者でも「住基情報」では提供される可能性があります。

A：主な共通点

項目	住基情報 （住基ネット）	住所情報 （日本年金機構）
対象者	確定給付企業年金・企業型確定拠出年金・厚生年金基金の加入者および加入していた者	
年齢制限	照会者の年齢制限なし	
照会について	照会の都度、回答します。 ただし、回答後に住所等が変更された可能性がある場合は、改めて照会を行う必要があります。	

Copyright 2024Pension Fund Association All Rights Reserved

B：主な相違点

項目	住基情報（住基ネット）	住所情報（日本年金機構）
死亡者に関する取扱い 及び 履歴情報の取扱い	住民基本台帳法施行令の改正により、平成27年10月5日以降に死亡した者の情報及び履歴となった情報については、150年の保存期間が設定されることとなりました。 　なお、施行日以前に削除された情報が本改正により復活することはありません。	
個人番号の提供	本照会（個人番号確認）を行うことにより個人番号の提供を受けることが可能です。 なお、個人番号が付番されるのは、平成27年10月5日時点で生存している者のため、付番されない者は本照会（個人番号確認）回答の個人番号欄は空欄となります。	提供されません。
基本料・手数料	会員：無料 非会員：年額66,000円（消費税込） ※基本料の請求は、初めて住基情報を利用する際は契約締結時、翌年度以降は契約更新時となります。	会員：無料 非会員：年額10,476円（消費税込） ※手数料の請求は、毎年度初回照会時となります。
個別照会手数料（※1） （会員・非会員共通）	仮照会手数料（※2）（消費税込） ・本照会の継続性がある照会（準備行為）：無料 ・本照会の継続性がない照会（個人番号取得準備のみの照会を含む）：11円／件 本照会手数料(消費税込) ・住所又は生存確認、個人番号確認：11円／件 **・本照会（個人番号確認）で個人番号が付番されなかった者の場合でも、J-LISから回答があった者は手数料が発生します。** ・個別照会手数料の請求は、年間の手数料をまとめて、毎年３月中旬頃に行います。	無料

※1個別照会手数料に返金の制度はありません。
※2継続性がある照会とは、現況届の省略に係る生存確認等、年１回以上本照会を行う予定がある者に係る仮照会をいいます。
　継続性がない照会とは、未請求者対策に係る住所把握や一時金の支払等、一時的に住基情報を利用して処理を行う者に係る照会（本照会のための準備行為とはいえない照会及び個人番号取得準備のみの照会）をいいます。

Copyright 2024Pension Fund Association All Rights Reserved

Ⅱ　情報収集等業務に係る事務処理について

１　照会概要

※企業年金ネットワークについては、「企業年金ネットワークを介したデータ授受（中脱移換・情報提供）について」を参照してください。
https://www.pfa.or.jp/kanyu/nenkinnet/files/nenkinnet_shousai_02.pdf

１．１　　照会の仕様

項目		内容
対象者		確定給付企業年金・企業型確定拠出年金・厚生年金基金の加入者及び加入していた者
対象年齢		年齢制限なし
照会に必要な書類等	契約手続き	契約書2部、設立認可書または規約承認書の写し、加入者等への周知に関する確認書（個人番号確認を行う企業年金のみ必要）
	契約完了後	①依頼書：「情報収集等業務情報の照会･削除依頼について」仮照会・本照会共通 ②照会・削除データを収録したＣＤ－Ｒ　**※企業年金ネットワークの場合は②のみアップロード**
締切日		毎月15日（15日が土日祝日の場合は、翌営業日が締切日になります。）および毎月最終営業日
送付先		〒105-0011 東京都港区芝公園２－４－１芝パークビルＢ館１０階 企業年金連合会年金サービスセンター年金記録課個人番号管理室
回答時期		15日締切分：当月下旬頃、最終営業日締切分：翌月10日頃**※企業年金ネットワークの場合は一週間程度早く受取可能**
基本料		年額66,000円（消費税込）但し契約締結時及び契約更新時に連合会会員は無料
個別照会手数料		仮照会手数料（消費税込） ・本照会の継続性がある照会（準備行為）：無料 ・本照会の継続性がない照会（個人番号取得準備のみの照会を含む）：11円／件 本照会手数料(消費税込) ・住所又は生存確認、個人番号確認：11円／件 **・本照会（個人番号確認）で個人番号が付番されなかった者の場合でも、J-LISから回答があった者は手数料が発生します。** ・個別照会手数料の請求は、年間の手数料をまとめて、毎年３月中旬頃に行います。
提供できない情報		①住基ネット稼動（平成14年8月）以前に変更があった情報 ②死亡後、150年を経過した者の情報（平成27年10月4日以前は５年） ③履歴情報となってから１５０年を経過した情報（　　同上　　） ④番号法施行日（平成27年10月5日）前に死亡した者の個人番号 ⑤仮照会において、住基ネット情報と企業年金が照会した氏名及び生年月日が相違している場合は「該当なし」となり、本照会（住所又は生存確認）、（個人番号確認）を行うことはできません。

Copyright 2024Pension Fund Association All Rights Reserved

１．２　照会及び回答の主な情報項目

項目		内容
仮照会	照会項目 ※③、⑦、⑧以外は必須	①企業年金区分（厚生年金基金は１、確定給付企業年金は２、企業型確定拠出年金は３） ②基金番号（基金型ＤＢ・厚生年金基金）、規約番号（規約型ＤＢ）、承認番号（企業型ＤＣ） ③漢字氏名 ④カナ氏名 ⑤生年月日 ⑥性別 ⑦住所（漢字） ⑧基礎年金番号 ⑨外国人区分（日本人０、外国人１） ⑩継続区分（継続性がある照会０、継続性がない照会１） ※仮照会を1ヶ月に照会できる件数は、照会番号を払い出す桁数による制約上、99,999件までとなります。
	回答項目	①照会内容（上記照会項目①～⑩） ②処理結果コード　～　住基ネットでの検索結果又は連合会での処理結果を示す区分 ③本照会時に使用する照会番号（住民票コードではありません） ④照会一致区分　～　住基ネットでの一致レベルを示す区分。本人確認作業の際の目安 ⑤住所等の情報（生存の有無、最新住所等） ⑥その他の情報（郵便番号、本人同定フラグ、手数料有無区分）
本照会（住所又は生存確認）	照会項目	仮照会時に通知された照会番号（仮照会の回答項目の③）
	回答項目	①照会番号 ②処理結果コード　～　住基ネットでの検索結果又は連合会での処理結果を示す区分 ③住所等の情報（住所には履歴住所を含む。異動年月日により死亡年月日の確認が可能） ④その他の情報（郵便番号、手数料有無区分）
本照会（個人番号確認）	照会項目	仮照会時に通知された照会番号（仮照会の回答項目の③）
	回答項目	①照会番号 ②処理結果コード　～　住基ネットでの検索結果又は連合会での処理結果を示す区分 ③住所等の情報（住所には履歴住所を含む。異動年月日により死亡年月日の確認が可能） ④その他の情報（郵便番号、手数料有無区分） ⑤個人番号（個人番号が付番された者のみ）

2　連合会との契約締結について

連合会との契約は、企業年金単位で行います。例えば、事業所が複数の企業年金（確定給付企業年金、企業型確定拠出年金、厚生年金基金）を有している場合、それぞれの企業年金ごとに契約を行う必要があります。

また、規約型DB等で実施事業所が複数存在する場合、実施事業所単位での契約はできません。

なお、照会手続き、住基での抽出条件、回答の見方等については、住民基本台帳法により規定された秘密保持事項となります。（契約締結後に事務処理要領を掲載したURLをお知らせしますので、そちらで確認をお願いします。）

【スキーム図】

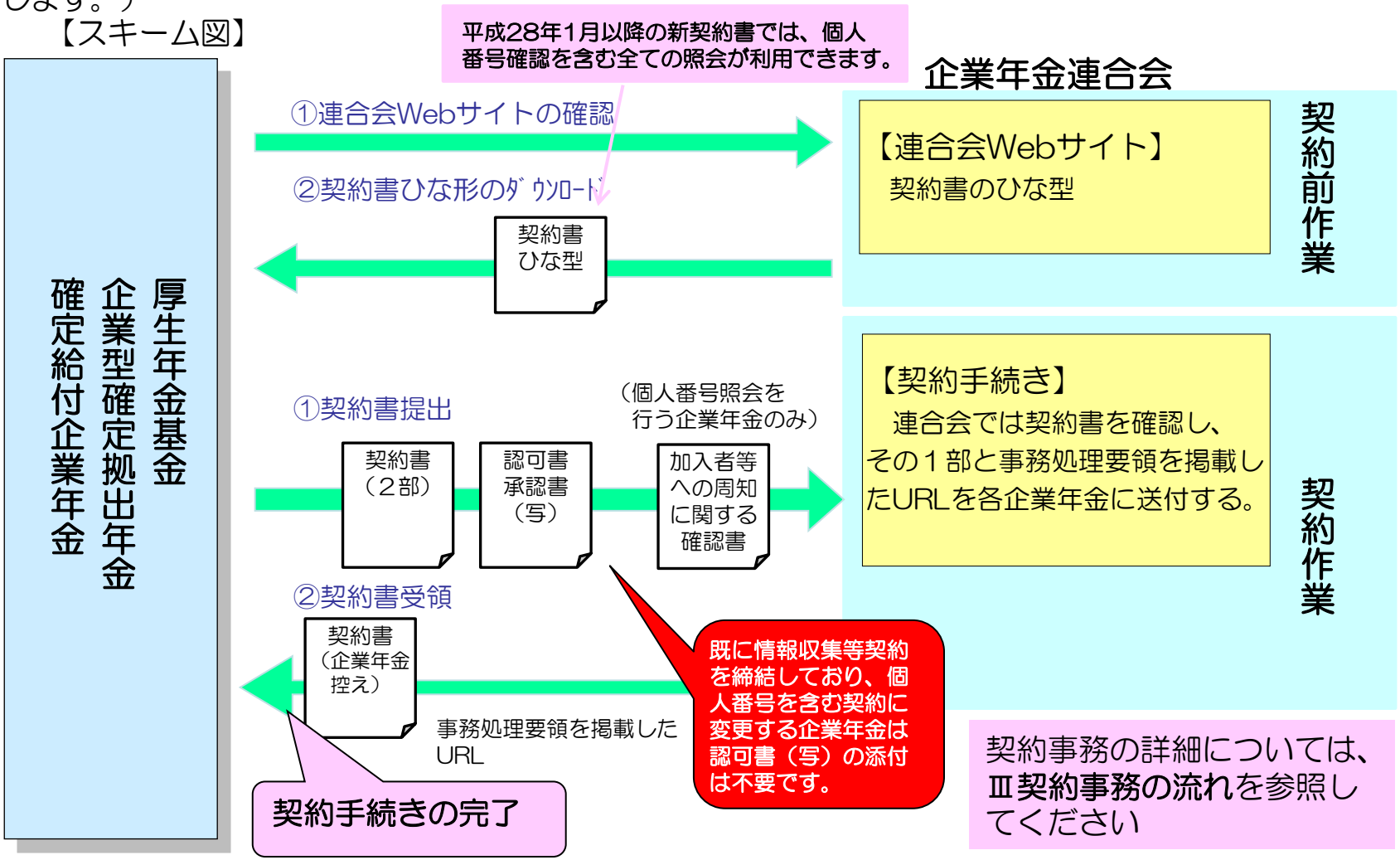

Copyright 2024Pension Fund Association All Rights Reserved

３　照会の事務処理について

仮照会、本照会ともに毎月１５日締切（１５日が土日祝日の場合は翌営業日）および毎月最終営業日締切で受付を行います。

回答は、当月下旬および翌月１０日頃に企業年金ネットワークまたはレターパックプラスにて送付します。

【スキーム図】

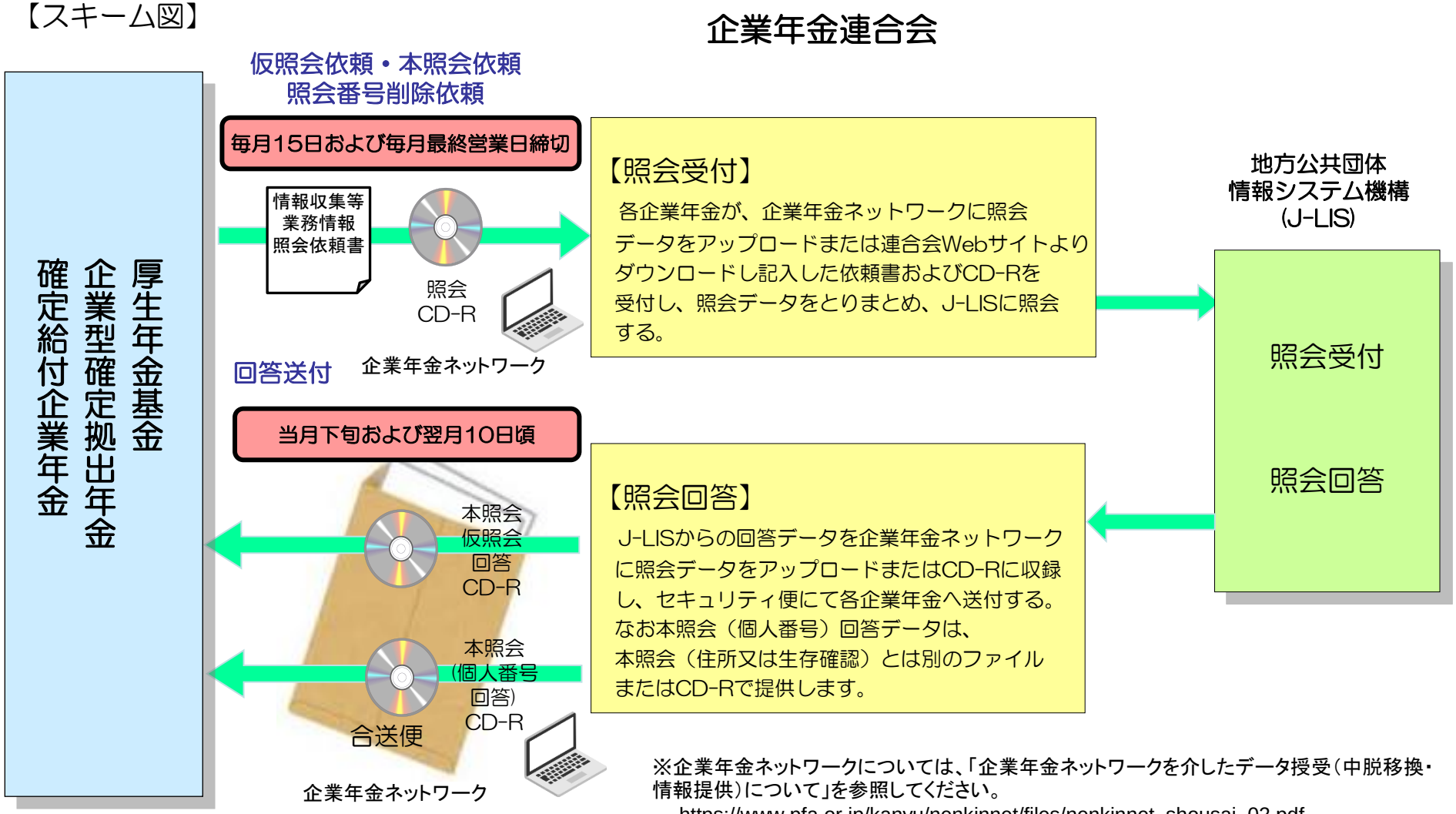

※企業年金ネットワークについては、「企業年金ネットワークを介したデータ授受（中脱移換・情報提供）について」を参照してください。
https://www.pfa.or.jp/kanyu/nenkinnet/files/nenkinnet_shousai_02.pdf

【回答データは暗号化されています。】

Copyright 2024Pension Fund Association All Rights Reserved

1　契約事務の進め方

連合会に情報収集等業務の委任（個人番号確認を含む）を行う企業年金は、必ず、情報収集等業務委任契約書による契約を行ってください。

確定給付企業年金
企業型確定拠出年金
厚生年金基金

契約書のダウンロード
契約書の雛型を連合会webサイトからダウンロードする。

契約書の記載
契約書を2部（企業年金分、連合会分）作成する。

契約書の綴じ方
作成した契約書及び添付資料を綴じる。

添付資料
設立認可書又は規約承認書の写し及び加入者等への周知に関する確認書（個人番号照会を行う企業年金のみ）を用意する。

書類の確認と送付先
契約書を送付する。

ご注意下さい！
契約書は、「既に住所又は生存確認による契約を行っている企業年金用」と「初めて住基契約を行う企業年金用」の２種類があります。

連合会webサイトからダウンロードします。

契約書ひな型

加入者等への周知に関する確認書

（個人番号照会を行う企業年金のみ必要）

企業年金連合会

契約書（企業年金分）

契約書（連合会分）

設立認可書又は規約承認書（写）

加入者等への周知に関する確認書

受付、確認

個人番号を含む契約以前に情報収集等契約を締結している企業年金は認可書（写）の添付は不要です。

送付

契約書（連合会分）

契約書（企業年金分）

事務処理要領を掲載したURLやPWも同封

契約手続きの完了

Copyright 2024Pension Fund Association All Rights Reserved

２　契約書の記載方法

契約書の内容を確認したうえで、２部作成します。２部とも同じ内容で記載してください。

【表紙記入方法】

1 名称

契約書に添付する設立認可書または規約承認書に記載された企業年金の名称を記載します。

設立認可時の名称と、現在の名称が異なる場合は、現在の名称を記載してください。

ご注意下さい！
契約書は、「既に住所又は生存確認による契約を行っている企業年金用」と「初めて住基契約を行う企業年金用」の２種類があります。

右の契約書は「初めて住基契約を行う企業年金用」になります。

情報収集等業務に係る基本委任契約書

1 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿以下「甲」という。）は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号。以下「平成25年改正法」という。）附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第1条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号。第8条第6号を除き、以下「改正前厚生年金保険法」という。）第130条第5項、平成25年改正法附則第38条第3項の規定により読み替えて適用する確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）第93条又は平成25年改正法附則第38条第3項の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第48条の2の規定に基づき、本契約第1条に定める業務（ただし、企業年金連合会（以下「乙」という。）が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）第30条の9に基づき地方公共団体情報システム機構より提供を受けた機構保存本人確認情報（住基法第30条の9に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）を活用して行うものに限る。）を乙に委任することを約し、当該委任に関しての基本的事項を定めるため、次のとおり契約を締結する。

※企業年金記載箇所以外の内容の変更については、お受けすることはできません。

Copyright 2024Pension Fund Association All Rights Reserved

【最終頁記入方法】

1 日付
予定開始月の月初日（未来日）又は作成日を記載してください。（非会員の場合、契約月より基本料が発生しますので、必ず開始予定日として下さい。）

2 基金・規約・承認番号
※厚生年金基金の場合は基金番号となり、確定給付企業年金基金は添付する認可書の送付書等に記載された基金を識別する番号です。

3 連合会会員番号又は登録番号
４桁の会員番号又は情報提供用の登録番号を記載してください。無い場合は記載不要です。

4 住所
企業年金の現住所を記載してください。

5 甲
添付する認可書等に記載された最新の企業年金の名称及び理事長又は代表事業主の役職、氏名を記載してください。
なお、乙のように契約権限を委任された者が任命されている場合は、そちらの役職者名、役職印を使用しても、差し支えありません。
また、契約印は忘れずに押印してください。

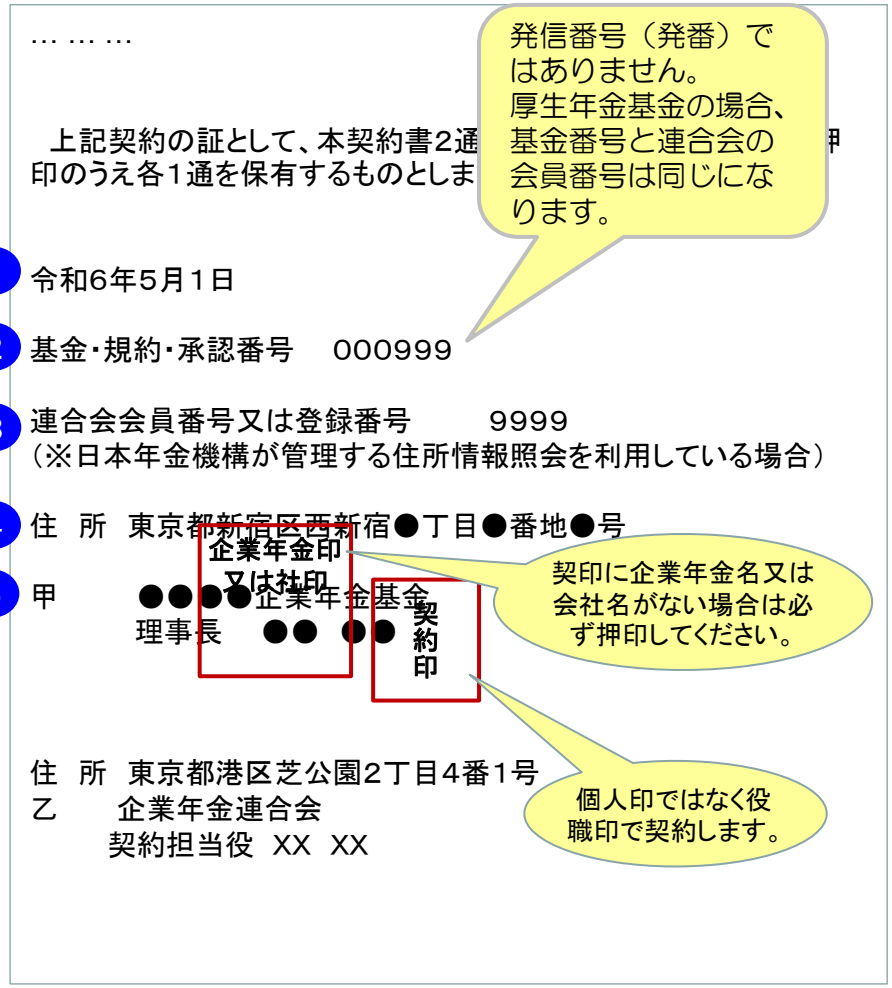

Copyright 2024Pension Fund Association All Rights Reserved

３　契約書の綴じ方

記載が終了した契約書は、企業年金控え、連合会控えそれぞれに、袋とじを行い、内容の保全を行います。以下では、製本用テープを使用した袋とじ方法を紹介します。

1 契約書の左端をホッチキスで止めます。

2 製本用テープで背の部分をくるみます。

3 テープの端と契約書の間に、跨るように契印を押印して、テープが剥がされないようにします。

（裏表紙も同様に押します。）

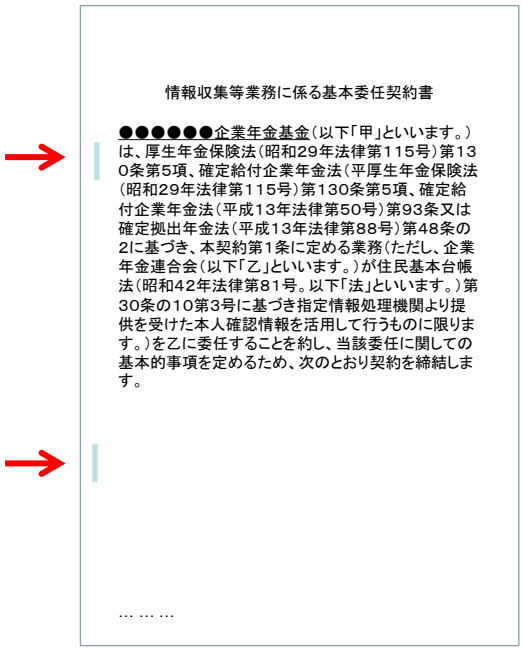

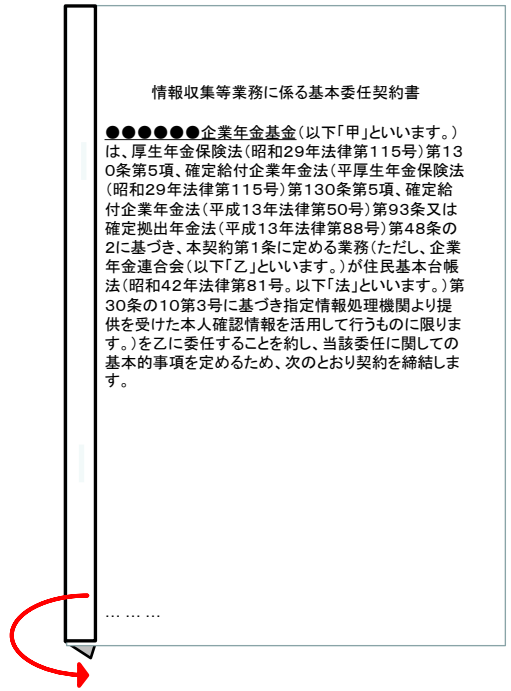

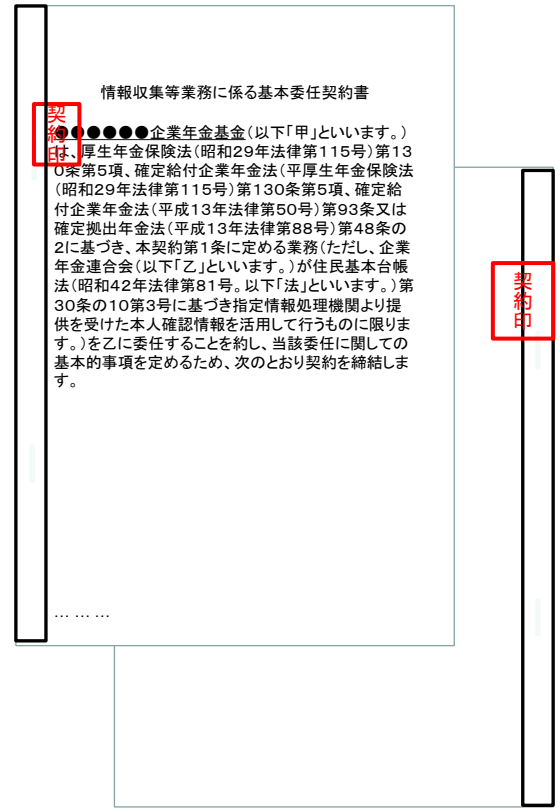

（裏面も同様に押します。）

4 もうひとつの契約書（企業年金控え又は連合会控え）も同じ方法で袋とじします。

※袋とじは、必ずしもこのページに示す方法でなくても問題はありません。

Copyright 2024Pension Fund Association All Rights Reserved

４　添付書類

- 契約の締結にあたっては、厚生労働大臣等が、契約書に記載された企業年金であることを証した書類（資格確認が可能な書類）が必要です。なお、個人番号を含む契約以前に情報収集等契約を締結している場合は、資格確認が可能な書類は以前の契約書に添付されたものを使用させていただきますので添付は不要です。
- また本契約において個人番号取得を予定している企業年金にあっては、「加入者等への周知に関する確認書」（様式第4号）を添付してください。

年金制度	必要な書類（各１部）
基金型確定給付企業年金	１．設立認可書の写し又は公法人証明書 （確定給付企業年金基金の場合、移行認可書でも可） ２．加入者等への周知に関する確認書（様式第4号） （本契約で個人番号取得を予定している企業年金の場合）
厚生年金基金	
規約型確定給付年金 企業型確定拠出年金	１．（規約）承認書の写し （確定給付企業年金基金の場合、移行認可書でも可） ２．加入者等への周知に関する確認書（様式第4号） （本契約で個人番号取得を予定している企業年金の場合）

ご注意下さい！
個人番号取得を予定している場合は、加入者等への周知に関する確認書（様式第4号）を添付してください。

※設立認可時から名称が変わっている場合（公法人証明書を添付した場合を除く）

契約書に記載された名称が確認できる書類（変更の届出書写し、又は官報公告の写し）も添付してください。

Copyright 2024Pension Fund Association All Rights Reserved

５　書類の確認と送付先

以下の書類を確認後、送付先に送付してください。

項目	内　容
契約書（２部）	確認事項 ・２部（企業年金分、連合会分）作成されていること。 ・必要事項が記載されていること。 ・２部それぞれ、袋綴じされていていること。
同封する書類	確認事項 ・設立認可書（写）、規約承認書（写）等 契約書に記載された企業年金の番号、名称を証する書類 なお、個人番号を含む契約以前に情報収集等契約を締結している場合は、資格確認が可能な書類は以前の契約書に添付されたものを使用させていただきますので添付は不要です。 ・加入者等への周知に関する確認書（様式第4号） （本契約で個人番号取得を予定している企業年金のみ必要）
送付先	〒105-0011 東京都港区芝公園２－４－１芝パークビルＢ館１０階 企業年金連合会年金サービスセンター年金記録課個人番号管理室

Copyright 2024Pension Fund Association All Rights Reserved

６　加入者等への周知に関する確認書の記載方法

本契約締結時点で個人番号取得を予定している企業年金の場合は、下記の「加入者等への周知に関する確認書」を添付してください。

また、契約した後に個人番号の取得を新たに行うこととなった際にも同様に「加入者等への周知に関する確認書」を下記の送付先に送付して下さい。

様式第４号　　（記載例）

令和〇年　〇月　〇日

企業年金連合会　年金サービスセンター
年金記録課個人番号管理室　御中

〇〇企業年金基金

加入者等への周知に関する確認書

個人番号取得事務の委任を行うことについて、以下の方法により、加入者等への周知を十分に行っている旨を通知します。

１．直接本人に送付する文書で周知（企業年金だより等）

２．ホームページ等の間接的方法で周知

③．その他
（周知方法：*令和５年２月以降に実施する現況届*　　）

【送付先】
企業年金連合会年金サービスセンター
年金記録課個人番号管理室

〒105-0011
東京都港区芝公園2-4-1芝パークビルB館10階
TEL：03-5401-8737

連合会webサイトの場所
URL：https://www.pfa.or.jp/activity/joho/index.html

Copyright 2024Pension Fund Association All Rights Reserved

７　連合会からの送付物

・連合会では、内容の確認を行います。
・確認後、下表に示す書類等を契約先の企業年金に送付します。

送付される書類等	内　　容
契約書等	企業年金分１部、事務処理要領を掲載したURL等

Copyright 2024Pension Fund Association All Rights Reserved

Ⅳ　照会データの作成について

１　照会依頼書について

　仮照会、本照会および照会番号の削除依頼を行う際は、右図の様式第1号「情報収集等業務情報の照会・削除依頼について」を使用します。
　この依頼書は、連合会のWebサイトからダウンロードできます。
必要事項の記入もれがないようにお願いいたします。

※企業年金ネットワークの場合は照会依頼書のご提出は不要です。

※企業年金ネットワークについては、「企業年金ネットワークを介したデータ授受（中脱移換・情報提供）について」を参照してください。

https://www.pfa.or.jp/kanyu/nenkinnet/files/nenkinnet_shousai_02.pdf

様式第１号　情報収集等業務情報の照会・削除依頼について
※仮照会、本照会の依頼書の様式は同じです。

様式第１号

第　　号
令和　　年　　月　　日

企業年金連合会　年金記録課
個人番号管理室　御中

情報収集等業務情報の照会･削除依頼について

標記について、別添のCD－Rにより照会･削除依頼します。
なお、提供されたデータは、連合会との業務委託契約に基づき管理することを申し添えます。

企業年金区分	※該当の企業年金に〇をしてください。 １　厚生年金基金 ２　確定給付企業年金 ３　企業型確定拠出年金
金名又は事業所名	
基金番号又は 契約番号又は 承認番号	・桁数に満たない場合は、上位に０を記入してください。
連合会の会員番号 又は登録番号	・連合会の会員ではないが、日本年金機構が管理する住所情報照会を利用している場合は、「登録番号」を記入してください。
仮照会件数	件
本照会（住所又は生存確認）件数（削除件数含む）	件
本照会（個人番号確認）件数件数（削除件数含む）	件

厚生年金基金の場合、基金番号と連合会の会員番号は同じになります。

仮照会の件数、本照会（住所又は生存確認）又は（個人番号確認）の件数をそれぞれ記入します。

Copyright 2024Pension Fund Association All Rights Reserved

２　照会データの作成について
２．１　照会用CD-R仕様

①CD-R規格

サイズ	120×120×1.2mm(12cmCD)	
容量	650MB	700MB

②文字コード仕様

（仮照会）　JISコード、漢字はS-JISコード

（本照会）　JISコード

③ボリュームラベル等

なし

④ファイル名（半角文字を使用します。）

（仮照会）KARI.CSV　またはkari.csv

（本照会住所又は生存確認）HON.CSV　またはhon.csv

（本照会個人番号確認）　KOJIN.CSV　またはkojin.csv

※フォルダは使用できません。

印字または記入

【ラベル仕様】

①企業年金区分＋契約書に記載した基金番号又は規約番号又は承認番号
※企業年金区分～１厚生年金基金、２確定給付企業年金、３確定拠出年金

②基金名又は事業所名　＋　ある場合は会員番号・登録番号

（４桁）を記入

③『情報収集等業務照会』と記入

④申出年月（照会受付の締切年月）を記入

Copyright 2024Pension Fund Association All Rights Reserved

２．２　依頼書とCD-Rの組み合わせについて

※企業年金ネットワークの場合は照会依頼書のご提出は不要です。

・依頼書とＣＤ－Ｒは、必ずセットにして提出してください。
（ご提出いただいたＣＤ－Ｒの返却はできません。）

・住基情報照会用のデータと日本年金機構へ照会するデータを同じＣＤ－Ｒに収録することはできません。

・各照会データは、同じＣＤ－Ｒに収録することが可能です。

・データ提出後、締切日までの間に追加で依頼する場合は、追加分の件数を記載した依頼書と追加分のみのデータを収録したＣＤ－Ｒをセットとし、新たな照会としてご提出ください。

項番	組合せ	受付の可否
1	情報収集等業務情報照会依頼書 依頼書は、仮照会、本照会、個人番号照会件数の全てを記載 HON.CSV+KARI.CSV+KOJIN.CSV ※各照会データを同じＣＤ－Ｒに収録。	○
2	情報収集等業務情報照会依頼書 依頼書は、仮照会、本照会（住所又は生存確認）、本照会（個人番号確認）件数の全てを記載 HON.CSV　KARI.CSV　KOJIN.CSV ※各照会データを別ＣＤ－Ｒに収録。	○
3	情報収集等業務情報照会依頼書 日本年金機構への依頼書 HON.CSV等+JUKYUSHA等 ※住基情報の照会データと、日本年金機構への照会データ（受給者登録、住所照会、記録照会）を同じCD-Rに収録。	× ※照会先が異なるため、同じＣＤ－Ｒに入っていた場合、受付できません。

Copyright 2024Pension Fund Association All Rights Reserved

2．3　仮照会データの申出ファイルレイアウト　（KARI.CSVのファイルレイアウト）

仮照会の受付ファイルレイアウトは以下のとおりです。

項番	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
項目	企業年金区分	基金番号、規約番号又は承認番号	漢字氏名	ｶﾅ氏名	生年月日	性別	漢字住所	基礎年金番号	外国人区分	継続区分
桁数	1	8	25	25	10	1	50	10	1	1
タイプ	半角	半角	全角	半角	半角	半角	全角	半角	半角	半角
※区分	必須	必須		必須	必須	必須			必須	必須
備考	厚生年金基金は1、確定給付企業年金は2、確定拠出年金は3	基金番号、規約番号又は承認番号。住所情報等で使用する情報提供用番号は使用不可。	左詰めとし、姓と名の間は全角スペース1つとする。	左詰めとし、姓と名の間は半角スペース1つとする。	yyyy/mm/dd	男1、女2	各企業年金が把握している最新の住所を都道府県名から入力する。		日本人0、外国人1	継続性のある照会0、継続性のない照会及び個人番号取得準備のための照会1

- タイプについては、9タイプおよびXタイプは全て半角、Nタイプは全て全角です。
- 漢字氏名、カナ氏名、漢字住所が桁数に足りない場合、桁数に足りるようスペース埋めを行う必要はありません。
- 漢字氏名、カナ氏名、漢字住所が桁数を超える場合は、最大桁数までを設定します。
- 項番2および8で桁数に満たない場合は、前のゼロは省略可能です。
- 生年月日の月及び日が10未満の場合、前のゼロは省略可能です。
- 生年月日は"/"を使用して西暦年/月/日を区別します。

- 漢字氏名、漢字住所を収録した方が、より精度の高い情報が回答されます。
- 基礎年金番号が不明でも照会は可能です。その場合、連合会の受給者との突合による絞込みは行いません。

Copyright 2024Pension Fund Association All Rights Reserved

２．４　本照会（住所又は生存確認）データの申出ファイルレイアウト（HON.CSVのファイルレイアウト）

項番	1	2	3	4	5	6	7
項目名	企業年金区分	基金番号、規約番号又は承認番号	仮照会処理年月	受付番号	受付番号枝番	チェックデジット	備考
桁数	1	8	6	5	2	1	20
タイプ	半角	半角	半角	半角	半角	半角	全/半角
※区分	必須	必須	必須	必須	必須	必須	任意
備考	仮照会回答の際に通知された企業年金区分	仮照会回答の際に通知された番号	仮照会回答の際に通知された処理年月	仮照会回答の際に通知された番号	仮照会回答の際に通知された番号	仮照会回答の際に通知された番号削除の場合は、″D″を入力	半角20文字まで使用可能

- 平成29年4月申出分より、左記の備考欄を使用した照会が可能になりました。
- 項番7の備考欄は任意に使用していただく欄です。
  使用しなくても問題ありません。
- 備考欄に入力を行うと、回答時CSVファイル（J_HON.CSV）の備考欄に入力した内容が入って回答されます。
- 備考欄は、加入員番号や事業所番号などにお使い下さい。（半角20桁を超えると超えた部分が削除されて回答されますのでご注意下さい。）
- ファイルレイアウト内項番１～６の全てを照会番号といいます。
- 削除を行う場合は、項番6のチェックデジットに半角アルファベット大文字で「D」を設定します。
- 項番2、4、5のデータが、それぞれ項目の桁数に満たない場合は、前のゼロは入力不要です。
- 項番３については、照会を月末日に受けた場合、処理年月日は受付翌月表示となりますので、ご了承下さい。
- 桁数が多いので、仮照会時に提供されたCSVデータを元にすると比較的容易にデータ作成が可能です。（巻末にデータ作成方法があります。）

※削除を行う者は、通常の照会者と同じファイルに混在して収録可能です。
照会分、削除分とCD-Rを２枚作成する必要はありません。

（例）HON.CSVの内容

1件目	照会者レコード
2件目	照会者レコード
3件目	**削除者レコード**
4件目	照会者レコード

- 削除を行った者は、本照会（住所又は生存確認）及び本照会（個人番号確認）依頼を行うことはできません。もし誤って削除してしまった場合は、仮照会依頼から再度、照会を行うこととなります。

Copyright 2024Pension Fund Association All Rights Reserved

２．５　本照会（個人番号確認）の申出ファイルレイアウト（KOJIN.CSVのファイルレイアウト）

項番	1	2	3	4	5	6	7
項目名	企業年金区分	基金番号、規約番号又は承認番号	仮照会処理年月	受付番号	受付番号枝番	チェックデジット	備考
桁数	1	8	6	5	2	1	20
タイプ	半角	半角	半角	半角	半角	半角	全/半角
※区分	必須	必須	必須	必須	必須	必須	任意
備考	仮照会回答の際に通知された企業年金区分	仮照会回答の際に通知された番号	仮照会回答の際に通知された処理年月	仮照会回答の際に通知された番号	仮照会回答の際に通知された番号	仮照会回答の際に通知された番号 削除の場合は、"D"を入力	半角20文字まで使用可能

- ファイルレイアウト内項番１～６の全てを照会番号といいます。
- 削除を行う場合は、項番6のチェックデジットに半角アルファベット大文字で「D」を設定します。
- 項番2、4、5のデータが、それぞれ項目の桁数に満たない場合は、前のゼロは省略可能です。
- 項番7の備考欄は任意に使用していただく欄です。使用しなくても問題ありません。
- 備考欄に入力を行うと、回答時CSVファイル（J_KOJIN.CSV）の備考欄に入力した内容が入って回答されます。
- 備考欄は、加入員番号や事業所番号などにお使い下さい。（半角20桁を超えると超えた部分が削除されて回答されますのでご注意下さい。）
- 項番３については、照会を月末日に受けた場合、処理年月日は受付翌月表示となりますので、ご了承下さい。
- 桁数が多いので、仮照会時に提供されたCSVデータを元にすると比較的容易にデータ作成が可能です。（巻末にデータ作成方法があります。）

※削除を行う者は、通常の照会者と同じファイルに混在して収録可能です。
照会分、削除分とCD-Rを２枚作成する必要はありません。

（例）KOJIN.CSVの内容

1件目	照会者レコード
2件目	照会者レコード
3件目	**削除者レコード**
4件目	照会者レコード

- 削除を行った者は、本照会（住所又は生存確認）及び本照会（個人番号確認）依頼を行うことはできません。もし誤って削除してしまった場合は、仮照会依頼から再度、照会を行うこととなります。

Copyright 2024Pension Fund Association All Rights Reserved

Ⅴ　回答データについて

１　回答データの概要

- 連合会から各企業年金への<u>回答方法は企業年金ネットワークまたはCD-R</u>になります。
- 現在、日本年金機構から提供されている他情報（支給停止、住所情報等）をCD-Rで受取っている企業年金の場合、住基情報は別のCD-Rに収録されます。
- 個人番号照会の回答は、仮照会、本照会とは別CD-Rに収録されます。（仮照会、本照会、個人番号照会を同月に行った場合は回答CD-Rは２枚となります。）
- 回答情報は、標準的なパソコンで使用できる<u>PDFファイル（帳票イメージのもの）</u>で提供されます。また、回答情報をデータとして活用する企業年金のために、可能な限り標準字体に文字コードを変換した同じ内容の<u>データファイル（CSV形式）</u>も収録して提供します。
- 回答データは、暗号化を行った上で提供されます。（暗号化方式は、日本年金機構から提供されている他情報と同じ自己復号型機密ファイルで、本照会・仮照会回答CD-Rと本照会（個人番号確認）回答CD-Rは別のパスワードが設定されます。
- CD-Rに添付される送付書はありません。回答件数等は、PDFファイルをご確認ください。
  なお、回答時のCD-Rラベルには、<u>“情報収集等業務情報”</u>と表示されます。

仮照会・本照会（住所又は生存確認）回答

企業年金区分
１厚生年金基金
２確定給付企業年金
３確定拠出年金

復号化するためのパスワードはそれぞれ異なります。

本照会（個人番号確認）回答CD-R

回答CD-R内容

仮照会回答データ（PDFイメージ）
YYYYMMDD-YYYYMMDD仮.pdf

仮照会回答データ（CSVデータ）
J_KARI.CSV

本照会（住所又は生存確認）回答データ（PDFイメージ）
YYYYMMDD-YYYYMMDD本.pdf

本照会回答データ（CSVデータ）
J_HON.CSV

本照会（個人番号確認）回答データ（PDFイメージ）
YYYYMMDD-YYYYMMDD個人pdf

本照会（個人番号確認）回答データ（CSVデータ）
J_KOJIN.CSV

PDFファイルとCSVファイルの２種類が、仮照会回答・本照会回答、それぞれ提供されます。

２　回答情報（PDFイメージ）について

（１）仮照会回答PDFファイル

PDFファイルは、帳票イメージのものとなります。PDFファイルを印刷することで、そのまま帳票として使用できます。

回答表紙の件数は照会した方の件数です。1人に対し複数回答があった場合であっても件数は1件としてカウントされます。なお、データの入力誤りなどにより照会できなかった場合や該当者がいなかった場合は、照会対象者が継続性がない場合であっても料金は加算されません。

「今回の仮照会手数料」については回答個表の継続区分が継続性なしの方が対象となります。

（回答表紙）

9999／99／99　999999/999999ページ

企業年金区分	1
基金番号 規約番号 承認番号	XXXXXXXX
送付先名称	XXXXXX XXXXXXXX厚生年金基金 住基事務取扱担当者　様
送付元名称	企業年金連合会 年金サービスセンター 年金記録課 個人番号管理室 記録提供係

情報収集等業務における仮照会の回答について

本照会（住所確認又は生存確認及び**個人番号照会**）時に使用する照会番号が記載されています。

照会件数　E(A+D)			
回答件数	提供件数　A(B+C)		
	内訳	有料件数　B	6
		無料件数　C	1
	提供不能件数　D		3

2013年6月	今回の仮照会手数料(税抜)	70円
	今年度累計金額 (今回分まで含む・税抜)	686,000円

※本回答書により手数料を支払う必要はありません。

（回答個表）

照会データ	漢字氏名				
	山田　太郎				
	カナ氏名				
	ヤマダ　タロウ				
	生年月日	性別	基礎年金番号	外国人区分	継続区分
	1965/8/22	男	9999-999999	日本人	継続性あり
	漢字住所				
	東京都港区芝公園二丁目四番地一号芝パークビルB館10階				

回答データ	処理結果コード	本照会時に使用する照会番号						
	複数該当	9-99999999-999999-99-9						
	照会一致区分							
	氏名	氏名(2)	氏名(3)	生年月日	性別	住所(完全一致)	住所(前方一致)	住所(市区町村コード)
		一致	一致	一致	一致	不一致	不一致	不一致
	氏名漢字							
	山田　大郎							
	氏名カナ							
	ヤマダ　タロウ							
	生年月日元号	生年月日西暦	性別	異動に関する区分	生存に関する区分	変更に関する区分	市区町村コード	不参加団体区分
	昭和	1965/8/22	男	異動なし	生存	変更なし	13101	参加団体
	住所							
	東京都千代田区丸の内▲▲▲▲▲							
	郵便番号	本人同定フラグ	手数料有無区分					
	100-0005	未確認	無料					

（2）本照会（住所又は生存確認）回答PDFファイル

仮照会回答PDFとは別のファイルとなります。

手数料は本照会回答PDFの回答表紙に表示され、他の照会とは別集計となります。

なお、照会番号の入力誤りなどにより照会できなかった場合は手数料加算の対象とはなりません。

（回答表紙）

9999／9999　999999/9999999ページ

企業年金区分	1
基金番号 規約番号 承認番号	XXXXXXXX
送付先名称	XXXXXXXXXXXXX XXXXXX厚生年金基金 住基事務取扱担当者　様
送付元名称	企業年金連合会 年金サービスセンター 年金記録課 個人番号管理室 記録提供係

情報収集等業務における本照会の回答について

照会件数　E(A+D)			10
回答件数	提供件数　A(B+C)		7
	内訳	有料件数　B	6
		無料件数　C	1
	提供不能件数　D		3
削除依頼件数			10
内訳	削除件数		3
	削除不能件数		7

2013年6月	今回の本照会手数料(税抜)	70円
	今年度累計手数料 (今回分まで含む・税抜)	210円

※本回答書により手数料を支払う必要はありません。

（回答個表）

照会データ	照会番号			
	9-99999999-999999-99999-99-9			
回答データ	処理結果ｺｰﾄﾞ	異動に関する区分	生存に関する区分	変更に関する区分
	氏名漢字			
	連合　太郎			
	氏名カナ			
	ﾚﾝｺﾞｳ ﾀﾛｳ			
	生年月日元号	生年月日西暦	性別	
	昭和	1965/8/22	男	
	市区町村コード	市区町村にかかる区分		
	13103			
	異動に関する理由	異動年月日		
	転入等	2012/01/02		
	住所			
	東京都港区芝公園2－4－1　しばパークレジデンスビル アネックス館10階			
	郵便番号	手数料有無区分		
	105-0011	有料		

Copyright 2024Pension Fund Association All Rights Reserved

（3）本照会（個人番号確認）回答PDFファイル

個人番号確認にかかる手数料は回答表紙に表示され、他の照会とは別集計となっています。

なお、照会番号の入力誤りなどにより照会できなかった場合は手数料加算の対象とはなりません。

（回答表紙）

9999/99/99　99,999/99,999ページ

企業年金区分	1
基金番号 規約番号 承認番号	XXXXXXXX
送付先名称	XXXXXXXXXXXXX XXXXXX厚生年金基金 住基事務取扱担当者　様
送付元名称	企業年金連合会 年金サービスセンター 年金記録課 個人番号管理室 記録提供係

情報収集等業務における個人番号照会の回答について

照会件数　E(A+D)			10
回答件数	提供件数　A(B+C)		7
	内訳	有料件数　B	7
		無料件数　C	0
	提供不能件数　D		3
削除依頼件数			10
内訳	削除件数		3
	削除不能件数		7

2016年6月	今回の照会手数料(税抜)	70円
	今年度累計手数料 (今回分を含む、税抜)	210円

※本回答書により手数料を支払う必要はありません。

（回答個表）

照会データ	照会番号			
	9-99999999-999999-99-9			
回答データ	処理結果ｺｰﾄﾞ	異動に関する区分	生存に関する区分	変更に関する区分
	該当あり	異動あり	生存	住所変更あり
	氏名漢字			
	連合　太郎			
	氏名カナ			
	ﾚﾝｺﾞｳ ﾀﾛｳ			
	生年月日元号	生年月日西暦	性別	個人番号
	昭和	1965/8/22	男	999999999999
	市区町村コード		不参加団体区分	
	13103		参加団体	
	異動に関する理由		異動年月日	
	個人番号の職権記載等		2015/10/05	
	住所			
	東京都港区芝公園2－4－1　しばパークレジデンスビル アネックス館10階			
	郵便番号		手数料有無区分	
	105-0011		有料	

Copyright 2024Pension Fund Association All Rights Reserved

３　回答情報（CSVデータ）について

（１）仮照会回答データレイアウト

項　目	仕　様
電子媒体	CD-R(12cm)
フォーマット	CDFS
ファイル名	J_KARI.CSV
文字コード	JIS、漢字はS-JIS

仮照会回答ファイルレイアウト（CSV形式）
各項目はダブルクォーテーションで囲まれ、カンマで区切られています。

	照会内容部										回答情報部																										
												本照会時に使用する照会番号						照会一致区分								住基回答部										連合会付加情報		
No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
項目	企業年金区分	基金番号、規約番号又は承認番号	漢字氏名	カナ氏名	生年月日	性別	漢字住所	基礎年金番号	外国人区分	継続区分	処理結果コード	企業年金区分	基金番号、規約番号又は承認番号	仮照会処理年月	受付番号	受付番号枝番	チェックデジット	氏名（１）漢字	氏名（２）カナ	氏名（３）清音かな	生年月日	性別	住所（１）完全一致	住所（２）前方一致	住所（３）市区町村コード	異動に関する区分	生存に関する区分	変更に関する区分	氏名漢字	氏名カナ	生年月日（元号）	生年月日西暦	性別	住所	市区町村コード	不参加団体区分	郵便番号	本人同定フラグ	手数料有無区分
桁数	1	8	25	25	10	1	50	10	1	1	4	1	8	6	5	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	100	100	1	10	1	200	5	1	7	1	1
タイプ	9	9	N	X	X	9	N	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	N	X	9	X	9	N	9	9	X	9	9
内容	照会データの内容	照会データの内容	照会データの内容	照会データの内容	照会データの内容	照会データの内容	照会データの内容	照会データの内容	照会データの内容	照会データの内容		本照会の際に使用する照会番号	本照会の際に使用する照会番号	本照会の際に使用する照会番号	本照会の際に使用する照会番号	本照会の際に使用する照会番号	本照会の際に使用する照会番号															ｙｙｙｙ／ｍｍ／ｄｄで設定。	１（男）、２（女）				回答の住所から識別した郵便番号。設定不可能な場合はオールスペース。	連合会での同定結果を表すフラグ。１（確認済）、２（未確認）	０（無料）、１（有料）

Copyright 2024Pension Fund Association All Rights Reserved

（２）　本照会（住所又は生存確認）回答データレイアウト

平成29年4月照会（5月回答）より、項番23の仮照会時に記載された基礎年金番号及び項番24の備考欄を加えたデータレイアウトに変更しております。

項　目	仕　様
電子媒体	CD-R(12cm)
ﾌｫｰﾏｯﾄ	CDFS
ﾌｧｲﾙ名	J_HON.CSV
文字ｺｰﾄﾞ	JIS、漢字はS-JIS

本照会（住所又は生存確認）回答ファイルレイアウト（CSV形式）
各項目はダブルクォーテーションで囲まれ、カンマで区切られています。

	照会内容部						回答情報部														連合会付加情報			
No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
項目	企業年金区分	基金番号、規約番号又は承認番号	仮照会処理年月	受付番号	受付番号枝番	チェックデジット	処理結果コード	異動に関する区分	生存に関する区分	変更に関する区分	氏名漢字	氏名カナ	生年月日（元号）	生年月日西暦	性別	住所	市区町村コード	不参加団体区分	異動に関する理由	異動年月日	郵便番号	手数料有無区分	基礎年金番号	備考
桁数	1	8	6	5	2	1	4	1	1	2	100	100	1	10	1	200	5	1	2	10	7	1	10	20
タイプ	9	9	9	9	9	X	9	9	9	9	N	X	9	X	9	N	9	9	9	X	X	9	9	―
内容	仮照会回答の際に通知された企業年金区分	仮照会回答の際に通知された番号	仮照会回答の際に通知された処理年月	仮照会回答の際に通知された番号	仮照会回答の際に通知された番号	仮照会回答の際に通知された番号削除の場合は、″Ｄ″を入力	住民基本台帳法による秘密保持項目のため委託契約後に提供（※１）	※１	※１	※１			※１	ｙｙｙｙ／ｍｍ／ｄｄで設定。	１（男）、２（女）			※１	※１	ｙｙｙｙ／ｍｍ／ｄｄで設定。	回答の住所から識別した郵便番号。設定不可能な場合はオールスペース。	０（無料）、１（有料）	仮照会時に記載された基礎年金番号	照会時に記載された内容

・タイプについて～９タイプおよびＸタイプは全て半角、Ｎタイプは全て全角
・各項目の区切りついて～半角カンマ（″,″）により区切り位置を表示
・該当者が存在しなかった場合、項番8以降の項目は全て空欄
・※１の内容は、住民基本台帳法の定めにより公開が制限されています。

３．４本照会（個人番号確認）回答データレイアウト

項　目	仕　様
電子媒体	CD-R(12cm)
ﾌｫｰﾏｯﾄ	CDFS
ﾌｧｲﾙ名	J_KOJIN.CSV
文字ｺｰﾄﾞ	JIS、漢字はS-JIS

本照会（個人番号確認）回答ファイルレイアウト（CSV形式）
各項目はダブルクォーテーションで囲まれ、カンマで区切られています。

	照会内容部						回答情報部														連合会付加情報				
No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
項目	企業年金区分	基金番号、規約番号又は承認番号	仮照会処理年月	受付番号	受付番号枝番	チェックデジット	処理結果コード	異動に関する区分	生存に関する区分	変更に関する区分	氏名漢字	氏名カナ	生年月日（元号）	生年月日西暦	性別	住所	市区町村コード	不参加団体区分	異動に関する理由	異動年月日	郵便番号	手数料有無区分	個人番号	基礎年金番号	備考
桁数	1	8	6	5	2	1	4	1	1	2	100	100	1	10	1	200	5	1	2	10	7	1	12	10	20
タイプ	9	9	9	9	9	X	9	9	9	9	N	X	9	X	9	N	9	9	9	X	X	9	9	9	—
内容	仮照会回答の際に通知された企業年金区分	仮照会回答の際に通知された番号	仮照会回答の際に通知された処理年月	仮照会回答の際に通知された番号	仮照会回答の際に通知された番号	仮照会回答の際に通知された番号削除の場合は、″Ｄ″を入力								ｙｙｙｙ／ｍｍ／ｄｄで設定。	１（男）、２（女）					ｙｙｙｙ／ｍｍ／ｄｄで設定。	回答の住所から識別した郵便番号。設定不可能な場合はオールスペース。	０（無料）、１（有料）	個人番号が無い者の場合オール０を設定	仮照会時に記載された基礎年金番号	個人番号照会時に記載された内容

・タイプについて～９タイプおよびＸタイプは全て半角、Ｎタイプは全て全角
・各項目の区切りついて～半角カンマ（″,″）により区切り位置を表示
・該当者が存在しなかった場合、項番8以降の項目は全て空欄

Copyright 2024Pension Fund Association All Rights Reserved

４　仮照会の検索と回答内容について

仮照会は、検索キーを、①氏名（漢字、カナ）、②生年月日、③性別、④住所（漢字住所）として住基ネットが保有する住民票情報の最新情報以外に、過去の履歴情報も含めた検索を行います。
照会した氏名（漢字またはカナのいずれか）と、住基ネットの保有する氏名情報が一致しなければ、回答は提供されません。

仮照会の照会内容（例）　①氏名：年金　太郎　ﾈﾝｷﾝﾀﾛｳ　②生年月日：1950/1/1　③性別：1
④住所：東京都新宿区西新宿４－３４－１

本人の転居履歴

	漢字氏名	ｶﾅ氏名	生年月日	性別	漢字住所	市区町村ｺｰﾄﾞ	異動年月日
（最新情報）	連合　太郎	ﾚﾝｺﾞｳﾀﾛｳ	1950/1/1	1	東京都港区芝公園２－４－１	13103	2010/4/1
（履歴情報）	**年金　太郎**	**ﾈﾝｷﾝﾀﾛｳ**	**1950/1/1**	**1**	**東京都新宿区西新宿４－３４－１**	**13104**	2008/8/1

４情報（氏名、性別、生年月日、住所）が履歴情報と一致した場合

基金に提供される仮照会回答

漢字氏名	ｶﾅ氏名	生年月日	性別	漢字住所	市区町村ｺｰﾄﾞ	照会番号	本人同定フラグ	郵便番号
連合　太郎	ﾚﾝｺﾞｳﾀﾛｳ	1950/1/1	1	東京都港区芝公園２－４－１	13103	x-xxxxxxxx-xxxxxx-xxxxx-xx-x	2	1050011

仮照会では、最新情報のみが提供される。

Copyright 2024Pension Fund Association All Rights Reserved

５　仮照会回答データに係る連合会での作業について

連合会では、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）より回答された住所をもとに、郵便番号を付加して回答いたします。

また、複数回答があった者については、連合会で管理している中脱受給者の情報と基礎年金番号等で突合し、本人の絞り込みを行います。上記作業により絞り込めた者は、本人同定フラグに１を表示するとともに、本人以外の情報を削除して提供いたします。

仮照会の照会内容（例）　①氏名：連合　太郎　ﾚﾝｺﾞｳﾀﾛｳ　②生年月日：1950/1/1　③性別：１
④住所：なし　⑤基礎年金番号：1111-111111の場合

連合会が同定確認を行う前の状態

	漢字氏名	ｶﾅ氏名	生年月日	性別	漢字住所	市区町村ｺｰﾄﾞ	異動年月日
（最新情報）	連合　太郎	ﾚﾝｺﾞｳﾀﾛｳ	1950/1/1	1	東京都港区芝公園２－４－１	13103	2010/4/1
（最新情報）	連合　太郎	ﾚﾝｺﾞｳﾀﾛｳ	1950/1/1	1	東京都千代田区内幸町２－２－２	13104	2008/4/1

住所を除く３条件（氏名、性別、生年月日）が履歴情報と一致

基金に提供される仮照会回答（同定確認ができた場合）

漢字氏名	ｶﾅ氏名	生年月日	性別	漢字住所	市区町村ｺｰﾄﾞ	照会番号	郵便番号	本人同定フラグ
連合　太郎	ﾚﾝｺﾞｳﾀﾛｳ	1950/1/1	1	東京都港区芝公園２－４－１	13103	x-xxxxxxxx-xxxxxx-xxxxx-xx-x	1050011	1

連合会の管理する情報と基礎年金番号等が一致した情報の場合は、本人同定フラグに同定結果を表示して提供。

基金に提供される仮照会回答（同定確認ができない場合）

漢字氏名	ｶﾅ氏名	生年月日	性別	漢字住所	市区町村ｺｰﾄﾞ	照会番号	郵便番号	本人同定フラグ
連合　太郎	ﾚﾝｺﾞｳﾀﾛｳ	1950/1/1	1	東京都港区芝公園２－４－１	13103	x-xxxxxxxx-xxxxxx-xxxxx-01-x	1050011	2
連合　太郎	ﾚﾝｺﾞｳﾀﾛｳ	1950/1/1	1	東京都千代田区内幸町２－２－２	13104	x-xxxxxxxx-xxxxxx-xxxxx-02-x	1600023	2

６　本照会（住所又は生存確認及び個人番号確認）の回答内容について

本照会は、仮照会の回答時に連合会が払い出した照会番号で照会することで住基ネットが保有する過去の履歴情報を含む全ての情報が回答されます。

照会内容

照会番号：x-xxxxxxxx-xxxxxx-xxxxx-xx-x（仮照会回答時に連合会から払い出される番号）

基金に提供される本照会（住所又は生存確認）回答csvデータ

	漢字氏名	ｶﾅ氏名	生年月日	性別	漢字住所	市区町村ｺｰﾄﾞ	異動年月日	省略～	基礎年金番号	備考
（最新情報）	連合　太郎	ﾚﾝｺﾞｳﾀﾛｳ	1950/1/1	1	東京都港区芝公園２－４－１	13103	2010/4/1			
（履歴情報）	基金　太郎	ｷｷﾝﾀﾛｳ	1950/1/1	1	東京都新宿区西新宿４－３４－１	13104	2008/4/1			

・平成29年4月申出分より、備考欄を使用した回答になります。

最新情報だけでなく、履歴情報を含む全ての情報が提供されます。

基金に提供される本照会（個人番号確認）回答csvデータ

	漢字氏名	ｶﾅ氏名	生年月日	性別	漢字住所	市区町村ｺｰﾄﾞ	異動年月日	～	個人番号	基礎年金番号	備考
（最新情報）	連合　太郎	ﾚﾝｺﾞｳﾀﾛｳ	1950/1/1	1	東京都港区芝公園２－４－１	13103	2010/4/1		123456789012		
（履歴情報）	基金　太郎	ｷｷﾝﾀﾛｳ	1950/1/1	1	東京都新宿区西新宿４－３４－１	13104	2008/4/1		123456789012		

データ内容や列の並びは住所又は生存確認と変わりませんが、個人番号等が入ります。

Copyright 2024Pension Fund Association All Rights Reserved

Ⅵ　ご利用にあたって

　住基情報の位置付けは、『住基ネットを利用して連合会が収集し企業年金に提供する情報』です。
この情報はあくまでも連合会からの情報となりますので、住基ネットを運営する地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に対しての照会・確認等はご遠慮ください。
　以下に情報を利用する企業年金が留意する点をまとめましたので、参考としてください。

１　住基情報を利用する上での留意点

- 指定された契約書ひな型以外の契約書は、お受けできません。
- 住基情報は、住民票記載項目に関する情報が基となっています。海外居住者や、住基ネット稼動（平成14年８月）以前に変更があった情報等は回答を得ることができません。
- 仮に回答情報が１件であったとしても、それが必ずしも対象者本人のものであるとは限りませんので、各企業年金において、必ず本人の情報かどうかを確認してください。
- 本人が死亡していても、遺族等が死亡届を市区町村に提出していない場合は、生存情報が提供されます。
- 提供された住基情報を基に各企業年金が行う本人確認については、連合会ではいかなる場合でも一切の責任を負うことはできません。また、企業年金と個人間の調整等を行うこともしませんのでご了承ください。
- 住基情報は、本人の同意を得て収集したものではないため、ご利用にあたっては充分にご留意ください。
- 回答情報は全て暗号化された後に、企業年金ネットワークまたはCD-Rで提供されます。
情報を利用するためには、暗号化に対応していただく必要がありますのでご了承ください。

Copyright 2024Pension Fund Association All Rights Reserved

２　住基情報を管理する上での留意点

- 提供された情報の内容については、連合会へ問い合わせいただいてもお答えすることができません。
- 他の企業年金で発生した安全管理上の問題により、住基情報を利用する全ての企業年金に影響が及ぶ場合もありますので、ご留意ください。
- 住基情報は個人情報保護法及び番号法の適用を受ける情報です。安全管理上に問題が生じた場合は、適切な処置を行うとともに、連合会にも報告してください。
- 住基情報は、住民票登録された者であれば、回答を得ることが可能な情報です。目的外の利用がないよう留意してください。

Copyright 2024Pension Fund Association All Rights Reserved

参考　本照会（個人番号確認）関係Ｑ＆Ａ　契約編

Ｑ１　当企業年金では、既に住所及び生存確認に係る業務委任契約を締結済みです。
改めて契約を行う理由を教えて下さい。

Ａ　住基情報の利用については、住基法及び番号法に規定されています。平成27年１１月以前の契約書では番号法による照会業務を規定していないため、本照会（個人番号確認）はできません。本照会（個人番号確認）を利用する場合は変更契約を行うこととなります。

Q2　企業年金が個人番号の利用を求められるのはいつからですか。

Ａ　番号法等の定めにより、平成28年1月1日からです。

Q3　必ず個人番号を提供してもらえるのでしょうか。

Ａ　照会した方全員の個人番号提供をお約束することはできません。
本照会（個人番号確認）前に必要な仮照会においては、住基ネットが保有する各市区町村の住民票情報と一致していなければ、住基ネットからの情報提供はありません。また、本照会（個人番号確認）では番号法施行よりも前に死亡していた者については、個人番号欄は空欄として情報提供されます。

Q4　契約書締結に要する期間はどのくらいですか。

Ａ　通常、郵便到着日から１週間から１０日間程度でお返ししております。

Copyright 2024Pension Fund Association All Rights Reserved

参考　本照会（個人番号確認）関係Ｑ＆Ａ　業務編

Q1　本照会（個人番号確認）と本照会（住所又は生存確認）の違いは何ですか。

A　本照会（住所又は生存確認）は、住民票の内容のうち個人番号を除く項目が回答されます。
特定個人情報ではないので、回答情報の取扱いが比較的容易です。

Q2　連合会から取得した個人番号を母体企業で使用することは可能ですか。

A　使用できません。
番号法において、特定個人情報の提供は制限されています。

Q3　照会する方の年齢制限はありますか。

A　年齢制限はありません。
対象者が将来、企業年金より年金又は一時金給付を受け、その際の源泉徴収事務に備えて個人番号を前もって取得することは可能です。
ただし、取得にあたり仮照会では必ず本人同定のための確認作業が必要となり事務上の手間を要すること、取得以後は対象者の個人番号を管理する必要が生じることとなります。

Q4　当基金では既に住基契約を行い、受給者の生存確認に活用しています。当該受給者の個人番号確認を行うときは、個人番号にかかる仮照会をあらためて行う必要がありますか。

A　既に照会番号を払い出されている方は、あらためて仮照会を行う必要はありません。

Copyright 2024Pension Fund Association All Rights Reserved

Q5　個人番号を取得するために利用した住基情報を、生存確認のために利用したいと考えています。その場合、また仮照会から始めなければならないのでしょうか。

A　既に照会番号を払い出されている方は、あらためて仮照会を行う必要はありません。

Q6　仮照会データの作成方法などを詳しく解説した手順書はありませんか。

A　ご契約後に「情報収集等業務に係る事務処理要領」を掲載したURLをお送りいたします。
　なお、本事務処理要領は住民基本台帳法に定められた守秘義務を負うべき情報が含まれているため公開しておりません。

Q7　平成27年11月12日厚生労働省年金局長通知「「企業年金等に関する特定個人情報の取扱いについて」の一部改正について」の別紙、第六の四の(4)の③に、「企業年金等は、提供を受けた住民票ｺｰﾄﾞを除く機構保存本人確認情報に対応する者が、当該要求した者と合致するものであるか速やかに確認し、仮に合致しなかった場合は、企年連又は国基連に照会を行うこと。照会を受けた企年連又は国基連は、速やかに確認すること。」とありますが、どのような事務を行えばよいのでしょうか。

A　年金局に確認を行ったところ、企年連又は国基連が企業年金等に回答情報を誤って送付したことを想定した記載でした。
なお、提供された情報の内容については、連合会へ問い合わせいただいてもお答えすることはできません。

Copyright 2024Pension Fund Association All Rights Reserved

参考　住基情報Ｑ＆Ａ（全般編）

Ｑ１　住基情報とはどのような情報ですか？

Ａ　地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の住基ネットの情報を連合会が情報収集し、企業年金に提供する情報です。

住民基本台帳を基に管理している情報であるため、日本年金機構の住所照会では回答が得られなかった場合でも情報が提供される可能性があります。

Q2　住基情報の利用開始にあたって、なぜ契約を結ぶ必要があるのですか？

Ａ　以下の理由により必要となりました。

「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第93号）では「情報収集等**業務の委託**」として、（企業年金等は）「加入者等に関する記録等の情報収集業務の全部又は一部を、**企業年金連合会に委託することができる**」こと、「企業年金連合会は、**委託を受けて、情報収集等業務を行うことができる**」こととされたことから、契約によって実施するものであります。

Q3　Ｑ２では、「情報収集等業務の委託」とありますが、ダウンロードした契約書は『情報収集等業務に係る基本委任契約書』となっています。住基情報の契約書ひな型に間違いないでしょうか。

Ａ　間違いはありません。

住基情報は法令に規定された業務であり、弁護士、税理士等の契約と同じ業務委任契約となります。

なお、照会いただく対象者の中で、住基法に定める保存期限を経過した者や、住基ネット稼動（平成14年8月）以前に変更があった情報等は回答されないため、全ての照会対象者に対し回答を保証するものではありません。業務委任契約書に基づき受付から回答送付までの業務過程について、連合会が責任をもって遂行致します。

Copyright 2024Pension Fund Association All Rights Reserved

Q4　当社にはDBとDCの２つの制度があります。同じ会社なので、契約書はどちらか一方で結べばよいでしょうか？

A　情報を必要とする制度ごとに契約する必要があります。
年金制度毎に契約を行うことになっています。お手数ですが、制度ごとに契約を行ってください。
本契約の根拠となる平成２３年法律９３号において、年金制度毎に連合会への委託が記載されており、法律の趣旨から年金制度単位で契約を行うこととなりました。

Q5　日本年金機構の「住所情報照会」と今回の「住基ネット接続に係る情報収集」について、同じ人物をそれぞれ照会することはできますか？

A　問題ありません。
日本年金機構の「住所情報照会」と「住基ネット接続に係る情報収集」は別の制度です。
同一人物に対し、それぞれ照会を行うことは可能です。

Q6　情報はどのように提供されますか？

A　回答情報は全て暗号化された後、企業年金ネットワークまたはCD-Rで提供されます。
なお、暗号化に対応できない企業年金は情報の利用はできません。

Q7　日本に居住する外国人の住所情報は提供されますか？

A　提供可能です。
ご本人が住民票登録の手続きをされていれば提供されます。
照会方法については契約終了後に送付する事務処理要領に詳細が記載されております。
なお、海外居住者については情報提供されません。

Copyright 2024Pension Fund Association All Rights Reserved

Q8　遺族や家族に関する情報は提供されますか？

A　仮照会、本照会ともに、情報提供はありません。

提供される情報は、照会対象者の本人のみの情報です。また、本人が死亡していても、遺族等が死亡届を市区町村に提出していない場合は、生存情報が提供されます。

Q9　仮照会により提供される情報とはどのような情報ですか？

A　提供される情報は、企業年金で本人確認を行うために必要な情報となります。

照会した条件により抽出された情報（最新の氏名、生年月日、性別、住所、生存の有無）と、住民票コードにかわり、本照会で使用する照会番号を提供します。

Q10　仮照会で本人確認を行う必要があるとありますが、理由はなぜですか?

A　氏名、生年月日、性別、住所の条件で抽出された情報であるためです。

地方公共団体情報システム機構（J-LIS）では住基ネット情報の抽出の際に、該当者を検索できない時、キー項目を絞り抽出枠を大きくすることで何らかの回答を抽出していることから、たとえ回答が1人であっても照会者本人とは限らないからです。

Copyright 2024Pension Fund Association All Rights Reserved

Q11　仮照会では、生存の情報のみ提供され、本照会では死亡年月日も提供されると説明にありましたが、どの項目で、その内容を判断するのでしょうか？

A　仮照会では、仮照会回答ファイルレイアウト中の項番27「生存に関する区分」で、ご存命か否かが表示されます。本照会では、本照会回答ファイルレイアウト中の項番１９「異動に関する理由」および項番20「異動年月日」で判断します。

※データ項目は、住民基本台帳法により定められた秘密保持義務を負う項目であるため、今回の説明では詳細内容を申し上げられません。詳しくは契約締結後に配布する事務処理要領に記載されています。
（なお、表中の項目名称や、ファイルレイアウト等の名称は、説明用に連合会で作成した通称名です。そのため、住基ネットの管理する項目、名称とは必ずしも一致しません。）

Q12　仮照会の回答にある照会番号は、どのように使用するのですか？

A　個人を特定する番号で、本照会（住所又は生存確認）、（個人番号確認）で使用します。

住民票コードは制度上、企業年金への提供が認められていないため、住民票コードのかわりに連合会が独自に払い出す番号です。
本照会（住所又は生存確認）、（個人番号確認）の際、この照会番号を使用して確認を行うことになります。

Q13　本照会により提供される情報とはどのような情報ですか？

A　本照会では照会番号により照会した、特定の個人の最新情報と履歴情報になります。

本照会は住基番号に紐付けした照会番号で照会することになるため、特定の個人の情報が提供されます。
また、仮照会の回答内容に加え、異動年月日や異動の内容（死亡年月日）と履歴情報が提供されます。
この情報では本人の住所・氏名等の変遷や、死亡年月日などが確認可能です。
また本照会（個人番号確認）では、上記以外に個人番号が提供されます。

Copyright 2024Pension Fund Association All Rights Reserved

Pension Fund Association
企業年金連合会

【問い合わせ先】
企業年金連合会年金サービスセンター
年金記録課個人番号管理室記録提供係

〒105-0011
東京都港区芝公園2-4-1芝パークビルB館10階
TEL：03-5401-8737
Mail：teikyou@pfa.or.jp
連合会WebサイトのURL：https://www.pfa.or.jp/

Copyright 2024Pension Fund Association All Rights Reserved